

議案第18号

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 老人等 次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p><u>ア 60歳以上の者</u></p> <p><u>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの</u></p> <p><u>ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定す</u></p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |

る戦傷病者でその障がいの程度が
国土交通省令で定める程度である
もの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関
する法律（平成6年法律第117号）
第11条第1項の規定による厚生労
働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144
号）第6条第1項に規定する被保護
者又は中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の
支援に関する法律（平成6年法律第
30号）第14条第1項に規定する支援
給付（中国残留邦人等の円滑な帰国
の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律の一部を改正する
法律（平成19年法律第127号）附則
第4条第1項に規定する支援給付
を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚
げた日から起算して5年を経過し
ていないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対
する補償金の支給等に関する法律
（平成13年法律第63号）第2条に規
定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害
者の保護に関する法律（平成13年法
律第31号。以下この号において「配
偶者暴力防止等法」という。）第1
条第2項に規定する被害者で（ア）
又は（イ）のいずれかに該当するも
の

（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第
3項第3号の規定による一時保

護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を備えている者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が老人等である場合 令第6条第1項に規定する金額

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を備えている者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対

処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第1項に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第2項に規定する金額

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 略
- (5) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村税を滞納していないこと。

処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の1に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかである者であること。
- (4) 略
- (5) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を滞納していないこと。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。